

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県自然環境保全条例の施行期日を定める規則
- 鳥取県自然環境保全条例施行規則

規 則

鳥取県自然環境保全条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二号

鳥取県自然環境保全条例の施行期日を定める規則

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）の施行期日は、昭和五十年二月十四日とする。

鳥取県自然環境保全条例施行規則をここに公布する。

昭和五十年二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三号

鳥取県自然環境保全条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 県自然環境保全地域（第二条―第二十五条）
 - 第三章 緑地環境保全地域（第二十六条―第三十一条）
 - 第四章 雑則（第三十二条―第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 県自然環境保全地域

（条例第十三条第一項第五号の規則で定める土地の区域）

第二条 条例第十三条第一項第五号の規則で定める土地の区域は、植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齡が特に高く、かつ、學術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とする。

(県自然環境保全地域の指定等の案の公告)

第三条 条例第十三条第四項(同条第九項及び条例第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 県自然環境保全地域の名称

二 県自然環境保全地域(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域

三 県自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第十四条第四項及び第二十二條第三項において準用する条例第十三条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 保全計画の決定又は変更の案の概要

二 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(公聴会)

第四条 知事は、条例第十三条第六項(同条第九項並びに条例第十四条第四項、第二十一条第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 前項の公告は、公聴会の日前三週間前までに行わなければならない。

第五条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

第六条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する

者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第七条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

第八条 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第九条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

第十条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(県自然環境保全地域における保全のための施設)

第十一条 条例第十五条第一項の規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設

二 排水施設及び廃棄物処理施設

三 植生復元施設、病害虫等除去施設、砂防施設及び防火施設

四 給餌施設及び養殖施設

(県自然環境保全地域に関する保全事業の執行の承認の申請)

第十二条 条例第十五条第二項の規定による県自然環境保全地域に関する保全事業の執行の承認の申請は、様式第一号による申請書を提出してし

なければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

- 一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五万分の一以上の概況図及び天然色写真

三 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 工事に要する経費の内訳を記載した書類

(特別地区内における行為の許可の申請)

第十三条 条例第十六条第四項の規定による許可の申請は、様式第二号による申請書を提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五万分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(特別地区内の行為の許可基準)

第十四条 条例第十六条第六項の規則で定める基準は、別表第一に掲げるとおりとする。

(非常災害の応急措置として行つた行為等の届出)

第十五条 条例第十六条第七項又は第九項の規定による届出は、様式第三号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、条例第十六条第七項の規定による届出の場合にあつては第十三条第二項第一号に掲げる図面を、条例第十六条第九項の規定による届出の場合にあつては第十三条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十六条 条例第十六条第十項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。

二 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。

三 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。

四 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

六 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、

線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。

七 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第二十條第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。

八 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第十七条 条例第十六條第十項第三号の規則で定める行為は、別表第二に掲げる行為とする。

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十八条 条例第十七條第三項第四号の規則で定める行為は、第十六條各号に掲げる行為とする。

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第十九条 条例第十七條第三項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 条例第十六條第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。

二 別表第二第一号、第五号ロからホまで又は第八号イからへまで、チ若しくはりに掲げる行為(同表第一号又は第八号ハにあつては、工作物を新築することを除く。)

三 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあつては、知事に通知したものに限る。))

ハ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第五項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

ニ 建築物の存する敷地内で行う行為

(野生動植物の捕獲等の許可の申請)

第二十条 条例第十七條第三項第六号の規定による許可の申請は、様式第四号による申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、位置図を添えなければならない。(普通地区内における行為の届出)

第二十一条 条例第十八條第一項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

2 条例第十八條第一項の規定による届出は、様式第五号による届出書を提出してしなければならない。

3 前項の届出書には、第十三條第二項各号に掲げる図面を添えなければ

ならない。

(普通地区内における工作物の基準)

第二十二條 條例第十八條第一項第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル

二 道路 幅員 二メートル

三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ三十メートル

四 ダム 高さ二十メートル

五 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ二百メートル又は

水平投影面積二百平方メートル

六 その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第二十三條 條例第十八條第六項第三号の規則で定める行為は、第十六條各号に掲げる行為とする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第二十四條 條例第十八條第六項第四号の規則で定める行為は、別表第三に掲げる行為とする。

(自然保護取締員の権限)

第二十五條 條例第十九條第二項(條例第二十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、次の各号の一に該当する行為をしている者に対して当該行為の中止を命ずることとする。

一 條例第十六條第四項又は條例第十七條第三項の規定に違反する行為

二 條例第十六條第五項(條例第十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反する行為

三 條例第十八條第一項又は條例第二十四條第一項の規定に違反する行為

四 條例第十八條第二項又は條例第二十四條第二項の規定による処分違反する行為

第三章 緑地環境保全地域

(緑地環境保全地域における保全のための施設)

第二十六條 條例第二十三條第一項の規則で定める施設は、第十一條各号に掲げる施設とする。

(緑地環境保全地域に関する保全事業の執行の承認の申請)

第二十七條 第十二條の規定は、條例第二十三條第二項の規定による緑地環境保全地域に関する保全事業の執行の承認の申請について準用する。

(緑地環境保全地域における行為の届出)

第二十八條 條例第二十四條第一項の規則で定める事項は、第二十一條第一項に規定する事項とする。

2 第二十一條第二項及び第三項の規定は、條例第二十四條第一項の規定による届出について準用する。

(緑地環境保全地域内における工作物の基準)

第二十九條 條例第二十四條第一項第一号の規則で定める基準は、第二十二條各号に掲げるとおりとする。

(緑地環境保全地域における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第三十条 条例第二十四条第六項第三号の規則で定める行為は、第十六条各号に掲げる行為とする。

(緑地環境保全地域内における届出等を要しない行為)

第三十一条 条例第二十四条第六項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 緑地環境保全地域ごとに、知事が指定する方法により、かつ、知事が指定する限度内において木竹を伐採すること。

二 別表第二第五号に掲げる行為

三 別表第三に掲げる行為(同表第五号に掲げる行為を除く。)

第四章 雑則

(証明書の様式)

第三十二条 条例第十九条第三項(条例第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により自然保護取締員である職員の携帯する証明書は、様式第六号による。

2 条例第二十九条第二項又は第三十条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第七号又は様式第八号による。

(損失の補償の請求)

第三十三条 条例第三十一条の規定による損失の補償の請求は、様式第九号による請求書を提出してしなければならない。

2 前項の請求書には、当該損失補償請求額の算出の基礎となつた資料を添えなければならない。

(土地の買入れの申出)

第三十四条 条例第三十二条第一項の規定による土地の買入れの申出は、様式第十号による申出書を提出してしなければならない。

2 前項の申出書には、当該土地の所有権を証する書類を添えなければならない。

(書類の経由)

第三十五条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面の部数は二部とし、行為地を管轄する市町村(行為地が二以上の市町村の区域にまたがるときは、そのいずれか一の市町村)の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一(第十四条関係)

一 工作物を新築すること。

イ 仮設の工作物(ハに掲げる工作物を除く。)

(1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができ
るものであること。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物(ハに掲げる工作物を除く。)

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障

を及ぼすおそれが少ないこと。

- (イ) 砂防法第一条に規定する砂防設備
- (ロ) 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設
- (ハ) 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設
- (ニ) 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設
- (ホ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (ヘ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。)
- (ト) 漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設
- (チ) 沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)第八条第二項各号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業に係る施設
- (リ) 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
- (ヌ) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設
- (ル) 道路法第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道(以下「道路」という。)であつて、自動車のための交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの
- (ヲ) 道路を管理するための建築物

- (ウ) 鉄道、軌道又は索道
- (カ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物(これらに附帯する建築物を含む。)
- (キ) 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設
- (ク) 海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第三十六号)第三条第九号に規定する廃油処理施設
- (ケ) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
- (コ) 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物
- (サ) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第四項に規定する航空保安施設
- (セ) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
- (タ) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)
- (テ) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第七項に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)
- (ト) 教育又は試験研究を行うための工作物
- (チ) 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第七項に規定する水道施設
- (リ) 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路
- (ニ) 送水管、ガスパ管その他これらに類する工作物
- (ハ) 宗教法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第三条に規定す

る境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

(イ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物

(ロ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）

(ク) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財若しくは同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定により指定された県指定保護文化財若しくは同条例第三十条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(コ) 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第五項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物

(カ) (イ)から(ロ)まで、(ト)から(ニ)まで、(ウ)又は(ク)から(コ)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(キ) 条例第十六条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第二十条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物

ニ イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物（以下ニにおいて「普通建築物」という。）

(1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(三) 現に存する建築物の敷地である土地

(四) (一)又は(二)の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）

(2) 当該普通建築物の高さが、十メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(一) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

(3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基

準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、二百平方メートル（当該新築が(2)の(三)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が二百平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計）を超えないこと。ただし、当該新築が(1)の(一)又は(二)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(4) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(1) 当該工作物の高さが、十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートルを超えないこと。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 工作物を改築すること。

イ 仮設の工作物（ハに掲げる工作物を除く。）

(1) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができものであること。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保

全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げる工作物を除く。）

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 前号ハに掲げる工作物

当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物（以下ニにおいて「普通建築物」という。）

(1) 当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル（改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(1) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

三 工作物を増築すること。

イ 仮設の工作物（ハに掲げる工作物を除く。）

(1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げる工作物を除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 第一号ハに掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物（以下ニにおいて「普通建築物」という。）

(1) 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル（増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(2) 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日か

ら起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(3) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(1) 当該増築後の工作物の高さが、十メートル（増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。

(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

四 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 土地を開墾すること。

ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

ニ 文化財保護法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目

的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

ホ 養浜のために土地の形質を変更すること。

ヘ 工物作の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に
関連して土地の形質を変更すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が、次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、
行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に
支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取
すること。

ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取するこ
と。

ニ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物
を掘採し、又は土石を採取すること。

ホ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取するこ
と。

六 水面を埋め立て、又は干拓すること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の
区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

七 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の
区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 木竹を伐採すること。

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周
辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少な
いこと。

九 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区
域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域
若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖
沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少
ないこと。

十 次に掲げる行為

前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及び
その周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれ
が少ないこと。

イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為

ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為
別表第二(第十七条、第十九条、第三十一条関係)

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるも
の

イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖
のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定
する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防
止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩
壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危

除区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ハ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

ニ 漁港法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、又若しくはルに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十六条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第二十条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ホ 漁港法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ヘ 沿岸漁業等振興法第八条第二号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ト 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

チ 道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

リ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

ヌ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

ル 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上屋を含む。）を改築し、又は増築すること。

ロ 海洋汚染防止法第三条第九号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ワ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。

カ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。

ヨ 航空法第二条第四項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第一百一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

レ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ソ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

ネ 社寺境内地又は墓地において鳥居、燈ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ナ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

ラ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること (イ) から (イ) まで又は (イ) に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において (イ) から (イ) まで又は (イ) に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。) 。

(イ) 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

(ロ) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが二十メートル以下のもの

(ハ) 当該建築物の高さを超えない物干場

(ニ) 旗ざおその他これに類するもの

(ホ) 門、へい、給水設備又は消火設備

(ヘ) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第三号に規定する建築設備

(ト) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)

(チ) 高さが五メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)

ム 条例第十六条第四項の規定による許可を受けた行為(条例第二十

条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又はこの表の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

ウ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ロ 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ニ 学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあつては、知事に通知したものに限る。))

四 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

ハ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際にその新築、

改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

五 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

六 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。

ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第二項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。

ハ 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。

ニ 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

ホ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。

ヘ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

ト 漁港法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

チ 船舶から冷却水を排出すること。

リ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。

ル 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。

レ 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

ハ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十条の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ロ 同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十条の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ハ 同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十条の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ニ 同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十条の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ホ 同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十条の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ヘ 同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十条の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(イ) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ロ) 用排水施設（幅員が二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(ニ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(ホ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(ロ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

ホ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

ヘ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財若しくは同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項

の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は鳥取県文化財保護条例第四条第一項の規定により指定された県指定保護文化財若しくは同条例第三十条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

ト 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第五項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（同法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により建設大臣の認可を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあっては、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

チ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

リ 工作物の修繕のための行為

別表第三（第二十四条、第三十一条関係）

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 別表第二第一号に掲げるもの（同号ツ、ラ及びムに掲げるものを除く。）

ロ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。

ハ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のため

の線路その他これらに類するものを埋設すること。

ニ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ホ 条例第十八条第一項の規定による届出（条例第二十条第二項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第十八条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間を経過したものに限り。）の、この表の各号に掲げる行為又は第二十二条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

二 土地の形質を変更することであつて次に掲げるもの

イ 別表第一第四号ロからホまでに掲げるもの

ロ 第二十二条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ハ 面積が二百平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
イ 別表第一第五号ロからホまでに掲げるもの

ロ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が二百平方メートルを超えないもの

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさざることであつて次に掲げるもの

イ 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ロ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ロ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(イ) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ロ) 用排水施設（幅員が四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は

- 増築すること（改築又は増築後において、幅員が四メートルを越えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (イ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - (ロ) 宅地を造成すること。
 - (ハ) 土地を開墾すること（農業を営む者がその経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれを一体として経営することを目的として行うものを除く。）。
 - (ニ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。
 - (ホ) 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為
 - ニ 別表第二第八号ニからりまでに掲げる行為（同号へに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）
 - ホ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）

様式第1号 (第12条、第27条関係)

保全事業執行承認申請書

鳥取県知事 氏 名 殿

鳥取県自然環境保全条例第15条第2項 (第28条第2項) の規定により、次のとおり承認を申請します。

年 月 日

市町村長

印

県自然環境 (緑地環境)	保全地域の名称	
保全事業の種類		
施設 の 位 置		
施設の規模及び構造		
施設の管理又は運営の方法の概要		
工事の施行に要する経費の総額及びその調達方法		
工事の予定年月日	着手	
	完了	

様式第2号 (第13条関係)

県自然環境保全地域特別地区内行為許可申請書

鳥取県知事 氏 名 殿

鳥取県自然環境保全条例第16条第4項の規定により、次のとおり許可を申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□□-□□

住所 氏名

氏名

④ (法人にあつては、主たる事務所の所
(在地及び名称並びに代表者の氏名)
電 話

県自然環境保全地域の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	地目 ()
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為の予定年月日	着手 完了

様式第3号 (第15条関係)

県自然環境保全地域特別地区内非常災害応急措置(既着手行為)届出書

鳥取県知事 氏 名 殿

鳥取県自然環境保全条例第16条第7項(第9項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住所 氏名

氏名

④ (法人にあつては、主たる事務所の所
(在地及び名称並びに代表者の氏名)
電 話

県自然環境保全地域の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為の規模及び施行方法	
行為の完了の日又は予定日	

様式第4号 (第20条関係)

県自然環境保全地域野生動植物捕獲等許可申請書

鳥取県知事 氏 名 殿
鳥取県自然環境保全条例第17条第3項第6号の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□□-□□

住所 氏 名 所 名 殿

④ (法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地及び名称並びに代表者の氏名)
電 話

県自然環境保全地域の名称	
捕獲又は採取する野生動植物の種類及び数量	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	地目 ()
行為地及びその付近の状況	
行 為 の 施 行 方 法	
行為の予定年月日	着手 完了

様式第5号 (第21条、第28条関係)

県自然環境保全地域普通地区 (緑地環境保全地域) 内行為届出書

鳥取県知事 氏 名 殿
鳥取県自然環境保全条例第18条第1項 (第24条第1項) の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住所 氏 名 所 名 殿

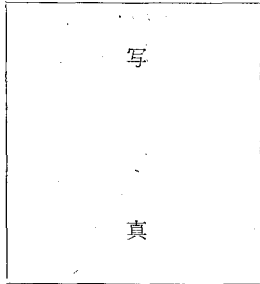
④ (法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地及び名称並びに代表者の氏名)
電 話

県自然環境 (緑地環境) 保全地域の名称	
行 為 の 種 類	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	地目 ()
行為地及びその付近の状況	
行 為 の 施 行 方 法	
行為の予定年月日	着手 完了

様式第6号 (第32条関係)

(表 面)

第 号



身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日 生

この証明書を携帯する者は、鳥取県自然環境保全条例第19条第1項及び第25条第1項に規定する中止命令を行う自然保護取締員である。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

(裏 面)

鳥取県自然環境保全条例抜すい

(中止命令等)

第19条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第16条第4項若しくは第17条第3項の規定に違反し、若しくは第16条第5項(第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(中止命令等)

第25条 知事は、緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する権限の行使について準用する。

第37条 第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第38条 第25条第1項又は同条第2項において準用する第19条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

鳥取県自然環境保全条例施行規則抜すい

(自然保護取締員の権限)

第25条 条例第19条第2項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、次の各号の一に該当する行為をしている者に対して当該行為の中止を命ずることとする。

(1) 条例第16条第4項又は条例第17条第3項の規定に違反する行為

(2) 条例第16条第5項(条例第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反する行為

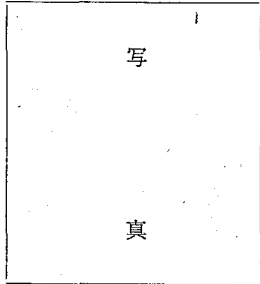
(3) 条例第18条第1項又は条例第24条第1項の規定に違反する行為

(4) 条例第18条第2項又は条例第24条第2項の規定による処分違反する行為

様式第7号(第32条関係)

(表 面)

第 号



身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日 生

この証明書を携帯する者は、鳥取県自然環境保全条例第29条に規定する検査等を行う職員である。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

(裏 面)

鳥取県自然環境保全条例抜すい

(報告及び検査等)

第29条 知事は、県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第16条第4項若しくは第17条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第18条第2項若しくは第24条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を採るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域若しくは緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第16条第4項各号、第17条第3項本文、第18条第1項各号若しくは第24条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第41条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(3) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(裏面)

鳥取県自然環境保全条例抜粋

(実地調査)

第30条 知事は、県自然環境保全地域若しくは緑地環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、県自然環境保全地域に関する保全計画若しくは緑地環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は県自然環境保全地域に関する保全事業若しくは緑地環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第41条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(4) 第30条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

様式第 9 号 (第 33 条関係)

損 失 補 償 請 求 書

鳥取県知事 氏 名 殿

鳥取県自然環境保全条例第 31 条の規定により、次のとおり補償を請求
します。

年 月 日

請求者 郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地及び名称並びに代表者の氏名)

電 話

請 求 の 理 由	請 求 額	
	総 額	内 訳

様式第 10 号 (第 34 条関係)

土 地 買 入 れ 申 出 書

鳥取県知事 氏 名 殿

鳥取県自然環境保全条例第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり土地
の買入れを申し上げます。

年 月 日

申出者 郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所)
(在地及び名称並びに代表者の氏名)

電 話

土地	所在地、地目、地積	土地に関する所有権 以外の権利の有無及 びその権利の種類	利 用 の 状 況
申 出 の 理 由			
買 入 れ 希 望 価 額			

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)